

富谷市立日吉台中学校 感染症予防ガイドライン

(新型コロナウイルス感染症)

令和2年7月3日 改訂

<目次>

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	1

A 学校運営編

I 臨時休業期間における対応

1 臨時休業の期間	2
2 学習課題の配布	
3 予備登校日	2

II 臨時休業終了後における対応

1 感染症予防策の徹底	2
2 教育活動上の留意点	3
3 登校の判断	5
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	6
5 年間行事計画等の見直し	6
6 教職員の健康管理	6

B 感染者等への対応編

I 感染者が出た場合

1 児童・生徒	
2 教職員	

II 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合等）

1 児童・生徒	
2 教職員	

III 感染者の発生状況を踏まえた措置

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（文部科学省）を踏まえ、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。また、本ガイドラインに記載のない、あるいは異なる対応を実施する場合には、個別にお知らせし、対応していくことといたします。

～感染症対策に関する基本的な考え方～

今後の教育活動に当たっては、学校において、以下3つの対策を講じます。

- 1 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底
- 2 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 3 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることをできる限り回避
 - ① 換気の悪い密閉空間
 - ② 多くの人が密集
 - ③ 密接な距離での会話や発声

A 学校運営編

I 臨時休業期間における対応

1 臨時休業の期間

- ・臨時休業の期間は、令和2年5月31日（日）までとする。

2 学習課題の配布

- ・各教科及び保健教育において、1週間ごとの学習課題を配布する。
- ・市内中学校が作成した家庭学習支援動画の視聴により、学習課題の参考と予習を働きかける。
- ・eライブラリアドバンスのメッセージ機能などを活用して、生徒の学習支援を行う。

3 予備登校日

- ・令和2年5月26日（火）を登校日とし、学年ごとに時間を分けて登校する。
- ・登校日の設定においては、生徒の健康観察や学習課題の配布、諸連絡を行うとともに、不安を抱える生徒の状況を具体的に把握し、迅速に対応することを目的とする。
- ・分散して登下校させたりする等、生徒が密集した状況にならないよう配慮する。
- ・登校日には、適切な学習課題を提示・回収する。
- ・生徒の心身の健康状態等については「感染防止 体調確認シート」を提出させる等、個々の状況を具体的に把握するとともに、欠席した生徒への電話連絡等による個別指導を行う。
- ・予備登校以外の日は、原則生徒を登校させない。

II 臨時休業終了後における対応

1 感染症予防策の徹底

(1) 生徒

ア 学校は、生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后等）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用等）の励行について指導する。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

ウ 登校前に確認できなかった生徒は、教室に入る前に検温及び風邪症状の確認をする。

エ 通学時には、複数での会話を控える等、飛沫感染の防止に努めるように指導する。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させる等、適切な措置を確実に講じる。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間ごとに開放し、換気設備を設置している教室においては、適切に使用する。

ウ 教室やトイレ等生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上必ず水拭きし、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う等、環境衛生を良好に保つ。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動は当面の間できるだけ避ける。また、臨時休業により、学習の不足が生じている場合には、学校再開後の学習の際に補う計画を立てる等適切な対応を行うこと。

【学校での指導】

- ①学習時間帯は教室等の換気を適宜行います。
- ②エアコン等を使用し、熱中症予防にも配慮します。
- ③学習時、できるだけ生徒間の距離を保ちながら指導します（限界はあります。）。
- ④授業中でも換気や給水の場合を必要に応じて設定します。
- ⑤教材、教具はできるだけ共有にならないようにします。
- ⑥授業終了後は、手洗いに加え、うがいも推奨していきます（清掃、部活動後も同じです。）。
- ⑦登校できない場合、通信端末による「eライブラリアドバンス」の利用、「家庭学習支援動画」視聴を推奨します。
- ⑧感染者や接触者、医療従事者やその家族、社会のために働く人々に対する偏見や差別を生じさせないように、道徳科の授業を中心に学校教育全般にわたり繰り返し指導していきます。

【ご家庭へのお願い】

- ①タオルやハンカチを持参させてください（生徒同士の貸し借りは行わないものとします。）。
- ②給水用の水分（水、お茶、スポーツドリンク）を持参させてください。
- ③持参したタオルやハンカチ、水筒は毎日洗濯・洗浄してください。

(1) 全校集会は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(2) 授業中

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭い等）を着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合い等の活動は工夫して実施する。その際、咳エチケット、マスク又は代用品（ハンカチ、手拭い等）を着用すること等について指導する。

ウ 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い一部の実技指導等については、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

- ・体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ等）は工夫して実施し、生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。

なお、体育館等で実施する場合は十分な換気を行う。また、学校プールを使用した水泳指導は実施しない。

- ・音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は工夫して実施する。

- ・家庭においては、調理実習は当面の間実施しない。

エ 授業中、生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

(3) 学校給食及び昼食

ア 配膳の際は、生徒ができるだけ間隔を空けて並ぶ等の工夫を行う。

イ 生徒が対面して喫食する形態を避け、過度な会話については十分指導する。

(4) 休憩時間

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室や校庭等での活動後、トイレ使用後等に、手洗いを徹底する。

(5) 部活動

ア 運動・文化部活動ガイドラインに則りながら、人が多く集まらない等の工夫をして実施する。

イ （削除）

ウ （削除）

エ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

(6) 生徒会活動

ア 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間でを行うことができるよう工夫する。

- イ 生徒総会等は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。
- (7) 学校行事
- ア (削除)
- イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、実施方法を検討し、健診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。
- ウ (削除)
- エ 避難訓練は工夫して実施する。
- (8) 保護者会，学校公開等
- ア 配布予定資料の配布など、開催方法を検討する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ウ 学校公開については、当面の間実施しない。
- (9) 下校指導
- 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

3 登校の判断

- (1) 海外から帰国した児童・生徒
- ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。
- イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- (2) 感染症の予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合
- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- (3) 医療的ケアが日常的に必要な生徒
- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」

として記録を行う。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

5 年間行事計画等の見直し

長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、必要な変更を行う。

6 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康確認表」に体温等を記入する。学校では「健康確認表」を、出勤簿のそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておく。管理職は、毎日「健康確認表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制を整える。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないよう必ずマスク等を装着すること。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

B 感染者等への対応編

I 感染者が出た場合

1 生徒

- (1) 校長は、当該生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- (2) 校長は、富谷市教育委員会学校教育課に報告する。
- (3) 富谷市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、衛生主管部署と相談の上、当該生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。
- (4) 保健所は、当該生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- (5) 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- (6) 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明する。

2 教職員

- (1) 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。
- (2) 校長は、富谷市教育委員会学校教育課に報告する。

II 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合等）

1 生徒

- (1) 校長は、保護者や生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該生徒に対して出席停止の措置を行う。
- (2) 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の生徒の健康観察を行う。
- (3) 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明する。

2 教職員

- (1) 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいる等、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、あるいは同居の家族の職場等で感染者が発生した旨の情報を得た場合は、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。
- (2) 校長は、富谷市教育委員会学校教育課に報告する。

III 感染者の発生状況を踏まえた措置

- ・特定の地域におけるクラスターの発生状況や患者の発生状況等によっては、今後も休業措置を行う場合がある。